

2021年度 暴力団排除事業助成応募要項

公益財団法人 日工組社会安全研究財団

公益財団法人 日工組社会安全研究財団（以下「当財団」という。）は、公共の安全と秩序の維持に寄与することを目的とする財団であり、各種の事業を展開しています。

我が国の治安にとって大きな問題である暴力団の排除についても、警察庁・全国暴力追放運動推進センター等と連携して活動していますが、より直接的な暴力団排除事業として、地域の住民団体等による暴力団事務所の進出阻止・撤去活動に対する助成事業を行っています。

本年度は、下記により助成対象事業を募集いたします。

記

1 応募期間

2021年4月1日(木)から、2022年3月31日(木)まで

2 助成対象事業

助成金交付の対象となる暴力団排除事業（以下「暴排事業」という。）は、次の2事業です。

一の団体が、(1)と(2)の両事業について同時に応募することを認めています。

(1) 暴排活動事業

暴力団事務所の進出阻止・撤去に向けた各種活動

(2) 暴排訴訟事業

暴力団事務所の進出阻止・撤去を求める訴訟活動

3 助成対象団体

(1) 暴排事業の活動実績を有する市町村における地域の住民で構成された団体（以下「助成対象団体」という。）とします。

(2) 助成対象団体は、次の要件を満たさなければなりません。

ア 団体としての意思を決定し、執行する能力を有すること。

イ 団体を代表する者についての定めがあること。

ウ 団体としての適正な経理機能を有していること。

4 助成金の上限額

助成対象事業の助成金の上限額は、次のとおりです。

選考において、申請額を減額して助成の決定をする場合があります。

- (1) 暴排活動事業：100万円
- (2) 暴排訴訟事業：100万円

6 助成対象事業の実施期間

助成対象事業の実施期間は、次のとおりです。

- (1) 暴排活動事業：助成金交付後1年間
- (2) 暴排訴訟事業：助成金交付後1年間

7 助成申請に必要な要件

助成を希望する団体（以下「申請団体」という。）は、申請時に次の要件を備えることが必要です。

- (1) 申請団体が所在する都道府県の暴力追放運動推進センターの推薦があること。
- (2) 暴排活動事業にあつては、申請時までに暴排活動事業を行っていること。
- (3) 暴排訴訟事業にあつては、弁護士と訴訟行為を依頼する契約を締結していること。

8 助成申請に必要な書類

- (1) 助成申請に必要な書類は、「暴力団排除事業助成申請書」のほか、次の資料等があれば、当財団に提出していただきます。

ア 団体の概要が分かるもの

規約、役員・会員名簿、直近の総会や役員会等の議事録の写しなど

イ 団体の活動状況が分かるもの

報道記事・写真、会報誌など

ウ 団体の財務状況が分かるもの

収支報告書など

エ 見積書（暴排活動事業に関してのみ必要なものです。）

単価が3万円以上の費用については、必ず見積書を提出してください。

（カタログのコピー、インターネット検索のコピーでも可とします。）

- (2) 申請書類の返却はいたしません。書類等はすべてコピー（写し）を取り、必ず手元に保存してください。

9 助成金交付の条件

- (1) 助成対象となった団体は、当財団と「暴力団排除事業助成に関する覚書」を取り交わし、これに基づいた暴排事業を実施していただきます。
- (2) 助成金額は、申請額を査定した金額となることを承知していただきます。
- (3) 暴排事業を終結又は中止した場合において前記7(1)の都道府県暴力追放運動推進センターが希望するときは、当財団の助成により購入した備品等を同センターに寄附をしていただきます。

10 助成決定の手続き

- (1) 当財団は、「暴力団排除事業助成申請書」の受理後、所定の審査を経て決定いたします。
- (2) 当財団は、審査過程において必要な事項についての聴取を申請団体に対して行うことがあります。

11 助成金交付の通知及び助成金の交付

- (1) 助成金を交付することが内定した申請団体に対し、「暴力団排除事業助成申請に対する助成金交付の内示」通知書を、採択されない申請団体には「不採択通知書」を郵送等にて送付いたします。
- (2) 審査途中における採否に関する問い合わせには応じません。
- (3) 助成金は、当財団が申請団体との間において「暴力団排除事業助成に関する覚書」を締結した後、申請団体が指定する金融機関の口座に振り込みます。

12 報告と精算

- (1) 活動の定時報告
暴排事業の活動内容を「活動経過報告書」により当財団へ定時報告をしていただきます。
- (2) 事業完了報告
 - ア 事業完了報告及び助成金の精算を暴排事業の終結日又は実施期間終了日から30日以内に、「助成事業実績報告書」により行っていただきます。
 - イ 助成金に残金が生じたときは、暴排事業の終結日又は実施期間終了日から30日以内に当財団が指定する銀行口座に返金していただきます。なお、返金に伴う手数料は、助成対象団体の負担とします。
 - ウ 助成金の使途が、「暴力団排除事業助成申請書」や「暴力団排除事業助成に関する覚書」の内容と相違していると当財団が判断した場合は、助成金の一部又は全額を当財団に返還していただきます。

13 その他募集に必要な事項

- (1) 「暴力団排除事業助成申請書」の様式は、当財団のホームページからダウンロードしてください。

ホームページ：<http://www.syaanken.or.jp>

- (2) 本件募集に関する質問や照会は、メールまたはファックスに限って受け付けます。

14 個人情報の取扱い

「暴力団排除事業助成申請書」に記載していただいた情報は、当財団における審査及び推薦者として記載された都道府県暴力追放運動推進センターへの照会のために使用し、法令で認める場合を除き、その他には使用いたしません。

15 申請方法

前記8の助成申請に必要な書類を当財団事務局へ簡易書留など配達記録が残る方法により送付してください。

事務局：〒101-0047

東京都千代田区内神田1丁目7番8号大手町佐野ビル6階

公益財団法人 日工組社会安全研究財団事務局（暴排活動事業募集係）

電話： 03-3219-5177

FAX： 03-3219-2338

E-mail：bouhai2011@syaanken.or.jp

(注) 申請関係書類受領後、必要に応じて別の書類の提出依頼や電話又は訪問等による問い合わせをさせていただく場合があります。

以上

暴力団排除事業助成申請書

年 月 日

公益財団法人日工組社会安全財団

会長 殿

申請団体の所在地 〒 / (都道府県)

団体名

代表者名 団体の印

下記のとおり事業を実施したく、助成金の交付を申請します。
また、提出した情報については、貴財団における審査及び貴財団による暴追センターへの照会のために使用されることを承諾いたします。

1 連絡責任者 (記載内容等についての照会や新たな資料請求にご回答いただける方をご記入ください。)	
ふりがな	加入電話 — —
	携帯電話 — —
	Eメール

2 団体の設立年月日	年 月 日
-------------------	-------

3 対象暴力団	〒 (市区町村) どれかに○印
事務所所在地:	
暴力団名:	

4 事業内容	* 記載枠内で完結するよう、簡潔かつ明瞭にご記入ください。
* 該当する番号に ○印してください (記載項目)	
1. 暴排活動事業	
a 団体設立の 動機・背景	
b 予定している事 業の内容・時期	
2. 暴排訴訟事業	
c 弁護士と訴訟を 依頼する契約を締 結するに至った経 緯を記入してくだ さい。	
d 今後の予定・見 通しについて記入 してください。	

5 申請金額ならびに本事業の収支見込み

* 必要な添付書類:①本事業の収支計画書 ②概算見積書(3万円以上のもの)

申請金額 万円

内訳 1 暴排活動事業: 万円 (上限は100万円)
2 暴排訴訟事業: 万円 (上限は100万円)

* 該当する番号に○印してください。両方の事業に併申できます。

本事業の収入	本事業の支出	
	助成金を充当する主な支出項目	
・ 自己資金	() 内に費目をお書きください。	
万円	①暴排活動事業	②暴排訴訟事業
・ 助成申請金額	() 万円	() 万円
万円	() 万円	() 万円
・ 会費収入	() 万円	() 万円
万円	() 万円	() 万円
・ 寄附金収入	() 万円	() 万円
万円	() 万円	() 万円
・ その他の収入があれば名目・金額を下記に記載してください。	() 万円	() 万円
・ 収入 万円	() 万円	() 万円
・ 収入 万円	() 万円	() 万円
・ 収入 万円	() 万円	() 万円
・ 収入 万円	() 万円	() 万円
・ 収入 万円	() 万円	() 万円
合計収入金額 万円	①、②それぞれにつき、助成の対象とならない費目の合計	
	① 万円	② 万円
	合計支出金額 万円	合計支出金額 万円

* 助成の対象とならない費目への資金の支出は認められませんのでご注意ください。
合計収入金額と合計支出金額は、一致します。 ①と②の間での流用はできません。

(参考)

助成対象費目	摘要
機材・什器・備品購入費	監視用ビデオカメラシステム一式、パソコン、プリンターなど
賃借料	監視用施設借上費、事務所、決起大会会場借上げ費、車両、備品、非常通報装置、緊急通報位置通報機能付携帯電話の賃借料など
建築・設備工事費	プレハブ事務所、監視用施設設置・撤去費用、電気工事費用など
通信費	インターネット接続費、電話代、郵便代、宅配代など
旅費・交通費	交通費(ガソリン代を含む)、宿泊費
広報費	垂れ幕、看板、旗、タスキ、鉢巻き、チラシ作成など
印刷費	暴排活動の報告会資料作成など
訴訟費	印紙代、執行予納金、謄写料など
弁護士費	着手金、報酬など
消耗品費	筆記具、印刷用紙、DVD、湯呑茶碗など
雑費	上記以外の費目で助成事業の不可避なもの

(旅費・交通費について)

- 旅費と宿泊費は、助成金精算時に実費精算となりますので、申請も実費で計上してください。
- 宿泊費は、一泊8,000円を上限とします。
- ガソリン代は、走行距離 km×15円で計算してください。

(助成対象外の経費について)

- 会員・支援者等の飲食代
- 個人の所有物を借受けた際の代金・謝礼金(以外事業者からの借受けのみ助成対象)
- その他、本財団が助成対象として不相当であると判断した費用

6 本事業について、他に助成の応募をしていれば、ご記入ください。

応募先団体名

応募テーマ(事業名)

申請金額 万円

結果通知時期 西暦 年 月 日

都道府県暴力追放運動推進センターの推薦

申請団体は、弊センターと共に申請書記載の暴力団事務所の撤去活動等を行うものです。
申請団体に対して助成していただくよう推薦いたします。

西暦 年 月 日

(センター名)

(代表者名)

センター印

申込書の記入は以上ですが、次の書類を確認の上、添付してください。

- * 添付した書類は「添付済」欄に○印をつけ、添付できない場合は、理由を明記してください。
- * 団体設立前の年度に関する書類で添付できない場合は、その旨を明記してください。

		添付済 ○印	添付できない理由	財団 チェック
1 団体概要				
(1)	団体の規約、もしくはそれに準ずるもの			
(2)	役員名簿			
(3)	団体設立経緯や概要、活動が分かるパンフレットや、会報、掲載された新聞、報告書などの資料(該当箇所赤色の目印をつけてください。)			
(4)	活動内容や様子が分かる写真			
2 団体の活動状況				
	〇〇〇〇年4月1日～〇〇〇〇年3月末日の事業計画書			
3 団体の財務状況				
(1)	〇〇〇〇年4月1日～〇〇〇〇年3月末日の収支予算書			
(2)	〇〇〇〇年度の収支計算書			
(3)	見積書(3万円以上のもの)			
4 その他添付資料があればお書きください。				

暴力団排除事業助成に関する覚書

公益財団法人 日工組社会安全研究財団(以下「甲」という。)と、〇〇〇(以下「乙」という。)は、乙が実施する暴力団排除事業(以下「暴排事業」という。)に対し、金〇〇万円の助成金(以下「助成金」という。)を支給することに関し、次のとおり合意した。

第1条 暴排事業の内容は、(西暦)年〇月〇日、乙が甲に提出した「暴力団排除事業助成申請書」の内容とし、これ以外の事業等に助成金を充当してはならない。ただし、事前に甲から文書による承認があった場合は、この限りでない。

第2条 暴排事業の実施時期は、(西暦)年〇月〇日～(西暦)年〇月〇日までとする。

第3条 甲は本覚書締結後、乙の指定する金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

第4条 乙は、次の時期に「活動経過報告書」による定時報告をするものとする。

第1回目:(西暦)年〇月〇日、第2回目:(西暦)年〇月〇日、第3回目:(西暦)年〇月〇日

第5条 乙は、第2条に定めた実施時期終了後30日以内に、甲に対して助成事業実績報告書と最終会計報告書を提出しなければならない。

これ以外にも、甲は乙に対して、必要に応じて随時暴排事業の実施状況、助成金の費消状況について立入検査や報告の提出を求め、乙はこれに応じなければならない。

第6条 乙は、暴排事業の実施時期終了後、助成金の残金が生じたときは、これを甲に返還するものとする。

第7条 乙は、訴訟に関する事務の委託を除き、暴排事業を第三者に委託又は請負させてはならない。ただし、事前に甲から文書による承認があった場合は、この限りでない。

第8条 乙は、暴排事業が実施困難となった場合、速やかに甲に対して報告しなければならない。

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合乙に交付した助成金の使用の中止を求めることができる。併せて、甲は乙に対して助成金全額あるいは残余の助成金のいずれかの即時の返還を求めることができる。

- (1) 乙が第1条に違反した場合
- (2) 乙が第4条、第5条及び第8条の報告を怠った場合
- (3) 乙による暴排事業の実施が不可能になったと甲が判断した場合

第10条 本覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書1通を各当事者が記名・捺印して作成し、甲が原本を、乙が写しを保管する。

(西暦) 年〇月〇日

甲 東京都千代田区内神田1丁目7番8号

大手町佐野ビル6階

公益財団法人日工組社会安全研究財団

専務理事

乙 (住所).....

.....(団体名).....

(印) (代表者名).....(印)